

虐待防止に関する指針

1 目的

本指針は、谷野呂山病院における患者の人権を尊重し、虐待を防止するために策定されたものです。職員一人ひとりが共通の理解を持ち、日常業務において患者の安全・尊厳を守ることを目的とします。

2 虐待の定義

職員から医療を受ける障害者に対する虐待とは、次のいずれかの行為が該当します。

(1) 身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じる、若しくは生じるおそれのある暴行を加えること

(2) 性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者にわいせつな行為をさせること

(3) 心理的虐待

障害者に対する著しい暴言や、不当な差別的言動を行うこと

(4) 放棄・放置（ネグレクト）

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等、職務上の義務を著しく怠ること

(5) 経済的虐待

精神障害者の財産を不当に処分したり、障害者から不当に財産上の利益を得ること

3 虐待の防止のための職員研修の実施

障害者虐待の基礎的な理解をはじめ、防止のための具体的な取り組み、早期発見や発見時の対応方法などに関する職員研修を実施します。

4 相談窓口の設置

相談者の訴えに耳を傾け、一緒に解決策を探すための相談窓口を設置します。

また、病棟を含む院内の各所に「ご意見箱」を設置しており、虐待に関わるようなご意見・ご相談もお受けします。

5 虐待防止委員会の設置

障害者に対する虐待を防止するとともに、虐待が疑われる事案が発生した場合に適切に対応するため、虐待防止委員会を設置します。

6 虐待発見時の対応

速やかに患者の安全確保や適切な治療に努めるとともに、富山県の「虐待の通報窓口」に通報・相談を行います。

7 発生後の対応

虐待防止委員を直ちに招集し、虐待疑い事案の事実確認及び原因の分析を速やかに行い、被虐待者への対応策と再発防止計画の検討を行います。

8 本指針の閲覧

本指針は、病院内掲示板及び病院ホームページ内に掲示し、閲覧できるようにします。

附則

この指針は、2025年11月1日より施行します。